

監査報告書

公益社団法人相模原市歯科医師会
会長 井上俊彦 殿

令和4年5月26日

公益社団法人相模原市歯科医師会

監事 八木忠幸
監事 猫宮龍彦
監事 三浦静明



私たち公益社団法人相模原市歯科医師会監事は、定款第40条に基づき令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度における理事の職務執行に関して、事業報告及び決算の監査を行いましたので、監査の方法及び結果について次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

総会及び理事会に出席するほか、必要に応じて理事及び事務局職員から職務の執行状況について説明等を受け、また本会事務所において重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、令和3年度の事業報告について検討しました。さらに決算に係わる計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書）に関しても、同様の方法により説明等を受け調査を行い、計算書類が公益法人会計基準に従って整備されていることの説明等を求め、令和3年度の計算書類について検討しました。

2 監査の結果

(1) 令和3年度事業報告等について

ア 事業報告は法令及び本会の定款に従い、本会の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反するような重大な事実は認められません。

(2) 令和3年度決算等について

決算に係わる計算書類及び財産目録は公益法人会計基準に則り、本会の財産及び損益の状況を適正に表示しているものと認めます。